

平成26年12月定例会 質疑
(2014年12月2日)
真木 大輔

- ◇議案第105号 戸田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- (1) 駐車台数の増加に伴い、定期利用資格の制限区域の見直しは行われるか。
 - (2) 定期利用資格者の通勤先、または通学先の在籍確認はどのように行うのか。
 - (3) 受益者負担の考えのもとでの利用料金改正だが、初期費用等の回収計画はどのようなものか。

伊藤幸子 市民生活部長

現在、本市の自転車駐車場は3駅ともほぼ満車状態となっており、またラック間隔が狭いことからとめにくく、自転車が壊れるなどの事例もあり、多くの利用者から改善の要望をいただいております。

利用しやすい駐車場へ改修を行うにはラック間隔を今よりも広げる必要がありますが、そのことにより駐車可能台数の減少が避けられず、台数を減少させずに改修する上で、新たな駐車場の確保が大きな課題となっておりました。しかしながら、このたび戸田公園駅の競艇場バスターミナル跡地にJR関連会社による自転車駐車場の開設が決定し、また戸田駅についても新たな駐車場用地の確保が決まったこと、さらには北戸田駅北駐車場を2階化することで3駅とも駐車可能台数の増加が見込めることとなりました。以上のことから、平成27年度にラックの入れかえを含む改修工事を予定しているところでございます。

また、改修後の長期的な自転車駐車場の運営を適切に行うため、主に次の3点について改正を行うものでございます。1点目としまして、利便性とセキュリティー対策の向上のため、指定管理者制度の導入に関する条項を追加するものでございます。2点目は、自転車駐車場の増設に関する改正を行うものでございます。3点目は、使用料の改正でございます。【以下の条文説明は割愛】

真木大輔

おはようございます。

(1)からお伺いします。今後、駐輪場の増設によって駐車台数が増加するということが、それに伴って定期利用資格における制限区域の見直しは行われるのか、お伺いいたします。

(2)こちらは在籍確認についてなんですけれども、これ、ちょっと質問させていただきたいと思っている理由は、現在、これまで1年間の定期利用に際して、初年度の登録のときに在籍確認は行われているんですけれども、次年度以降は在籍確認がきちんと行われていないのではないかと。それによって、もう市外に働いていたり通学で行かない人も、次年度以降、不正に登録をしているということで、本当に必要な人に資格が回っていったいないんじゃないかと、そのような不正登録をされている方が、私の周りで見ると限り何人かいらっしゃるのではないかとということで、その点についてお伺いしたいと思います。定期利用資格者の通勤先または通学先の在籍確認はどのように行う予定でしょうか。

(3)今後、受益者負担の考えのもとで利用料金を改正するということですが、初期費用などの回収計画はどのようなものでしょうか。

以上、3点お伺いいたします。

伊藤幸子 市民生活部長

戸田市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の(1)制限区域の見直しについてお答えいたします。現在の制限区域については、駐車可能台数に限りがあることから、駅からおおむね500メートルの範囲内の方は駐車場を利用できないとしていますものです。来年予定されている新設駐車場や2階化等の工事、民間での開設予定の駐車場も含めると、3駅とも駐車可能台数は増加しますが、制限区域を緩和するほどの余裕があるとは思えないことから、今のところ見直しは考えておりません。

次に、(2)定期利用資格者の通勤、通学先の確認についてお答えいたします。現在、新規申請の際に、社員証や学生証の写しを添付していただいております。学生については学生料金の設定があることから、更新のたびに学生証の写しを添付していただいておりますが、一般の方については、更新手続の煩雑さを解消するため、勤務先等の前年データを印字した申請書を事前送付し、変更がない場合は添付書類は省略されております。しかし、議員御指摘のとおり、添付書類の省略は不正利用のおそれもあることから、指定管理者制度に移行する際には、毎年、確認書類の添付を行うなどの厳格化を図り、不正利用の防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)初期費用等の回収計画についてお答えいたします。自転車駐車場の指定管理者の指定については、その指定期間は10年間を予定しております。また、このたびの自転車駐車場の運営については、市からの指定管理料は支払わず、全て利用料金収入で行っていくことから、利用料金にはラックの入れかえや駐車場の増設費用等の初期費用の回収も含めた設定を行っていく予定です。また、指定管理者は、毎年必要経費を上回る利用料金収入の剰余金が生じた場合は、市への納付金を納めていただくことから、この納付金により10年間での初期費用の回収を考えております。

以上でございます。

真木大輔

ありがとうございます。

では、(3)に關しまして再質問をいたします。もし経営がうまくいかなくて、剰余金が発生せずに、市に納付金を納められないということも想定されるかと思うんですが、その点に關してはいかがでしょうか。

伊藤幸子 市民生活部長

指定管理者の選定時には、経営基盤等も踏まえて、不測の事態が起きないようにしっかりとした業者を選定してまいりたいと考えております。

以上です。

(※この後、本条例案に対する他議員による質疑が1件)

◇議案第 106 号 戸田市敬老祝金贈呈条例の一部を改正する条例

- (1) 敬老祝金贈呈事業について、改正前と改正後のそれぞれの経費はいかほどか。
- (2) 現在の戸田市の人口構成に対して、近隣市区の敬老祝金贈呈対象年齢及び贈呈金額を当てはめた場合、必要な経費はいかほどか。

松山由紀 福祉部長

本案は、今後高齢者人口が増加し、平均寿命も年々延伸している状況の中、高齢者福祉事業を安定的に継続することができるよう、敬老祝金について、贈呈する年齢区分及び贈呈金額の一部を変更するものでございます。【以下の条文説明は割愛】

真木大輔

それでは、伺いたいします。

(1)敬老祝金贈呈事業について、改正前と改正後、それぞれにかかる経費はどれくらいでしょうか。

(2)現在の戸田市の人口構成に対して、近隣市や近隣区の敬老祝金贈呈対象年齢及び贈呈金額を当てはめた場合に、それぞれかかる経費はいかほどでしょうか。(2)に関しては、特徴的な自治体についてお答えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

松山由紀 福祉部長

議案第 106 号について、初めに、(1)改正前と改正後のそれぞれの経費についてお答えいたします。それでは、お手元にお配りしました資料、戸田市敬老祝金贈呈額の比較表及び近隣自治体の状況についてをごらんいただければと存じます。上段の表(1)改正前後比較表において、戸田市における現状と改正後の、それぞれ支給年齢と金額を載せてあります。これを平成 26 年度の当該年齢人口で換算しますと、現状の体系では支給総額は 8,360 万円となります。また、改正後で試算いたしますと、支給総額は 1,576 万円でございます。

次に、(2)現在の戸田市の人口構成を近隣市区で実施されている対象年齢及び贈呈金額に当てはめた場合の、戸田市での必要な贈呈額についてお答えします。先ほどの参考資料後段の表を見ていただきますと、戸田市に近隣の 7 市 2 区の体系を戸田市の年齢人口に当てはめ、支給総額の多い順に上から配列したものでございます。最も支給総額が多いのが、A市の贈呈区分、金額は総額で 6,371 万 5,000 円、2 番目に高額となるのは B 市 3,360 万円でございます。戸田市の改正前は 8,360 万円で、現状では近隣で最も高額であり、改正後は 1,576 万円で、こちらの表では A・B 市に次ぐ 3 番目の支給総額となる試算でございます。

ます。現状でも、それぞれの自治体によって、かなりばらつきはございますが、贈呈区分や金額については、自治体においては、この数年、見直しも行われている現状でございます。

真木大輔

まず、資料を作成していただきありがとうございます。

では、(2)に関して再質問させていただきます。

先ほどの御答弁、少し繰り返してしまうんですか、近隣市区と戸田市を含めた中で、支給総額の多い順に、1番目に高い額が約6,400万円、2番目に高いのが約3,400万円、そして、改正後の戸田市が1,600万円ということでした。しかし、この表の備考にもありますように、敬老祝金とは別に、戸田市では敬老祝品ということで、コイン型の2,000円の商品券を、70歳以上の全ての方に毎年贈呈しているということですが、こちらに関しては、年間どれくらいの経費がかかっているのでしょうか。

松山由紀 福祉部長

この表の備考にございます70歳以上の方に毎年贈呈しております2,000円のコイン型商品券については、平成25年度決算額は2,579万4,000円となります。

(※この後、本条例案に対する他議員による質疑が3件)